



JCNE・NPOセミナー 「ガバナンスの考え方」 ～いわゆるガバナンスコードについて～

2022年3月9日（水）10：00～11：00



非営利組織評価センター

**JAPAN CENTER for
NPO EVALUATION**



■ 趣旨説明

非営利組織のガバナンスについて、オンラインで気軽に学び、質問・相談できる場として、2021年4月よりJCNE・NPOセミナー「ガバナンスの考え方」を毎月第2水曜日10時は、ガバナンスを考える日として開催

ガバナンスの基本の権限の分配や非営利組織の三役とその関係、ガバナンス構造などについて解説いたします。



本日のスケジュール

10:00 オープニング

- ・趣旨説明
- ・本日の流れ

10:05 ミニ講座 ～いわゆるガバナンスコードについて～

講師：太田達男（当センター 理事長）

10:35 質疑応答&相談タイム

- ・講座の内容に基づく質疑応答やご相談
- ・お申込み時にいただいたご質問の回答
- ・参加者のみなさんで事例のシェア

10:55 クロージング

11:00 終了



■ 講師 太田 達男

(一財)非営利組織評価センター 理事長
(公財)公益法人協会 前理事長 現会長
(公財)成年後見センター・リーガルサポート 理事
(公財)日本フィランソロピー協会 理事
(公財)渋沢栄一記念財団 監事
(公社)日本アイソトープ協会 監事



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。




2022/3/9



JCNE・NPOセミナー
—ガバナンスの考え方—
第12回

いわゆるガバナンスコードについて

一般財団法人非営利組織評価センター
理事長 太田達男



ガバナンスコードとは何か

目的

1. 健全で持続可能な組織体を作り上げるために遵守すべき行動基準
2. 社会から信頼を得るために必要な自己規律
3. (非営利組織の場合) 政府による過剰な法的規制を排除するために必要な自浄作用

性格

1. それぞれのセクターや業種が民間側のイニシアティブで策定すること
2. 環境変化に即応して改訂すること



経団連企業行動憲章：考え方の推移

1991年（第1回）

企業と消費者・生活者との共生の必要性、企業にとっては個人の尊重、株主の権利への配慮、さらには国際化の進展といった企業を取り巻く社会環境の変化とともに、社会が企業に求める役割も変化している。今日の企業は、公正な競争を通じて適正な利益を追求するという経済的存在であることと同時に、人間が豊かに生活していくために奉仕する、広く社会全体にとって有用な存在であることが求められている。そのために企業は単に法を遵守するにとどまらず社会的良識を持って行動しなければならない。企業は社会の一員として社会の理解と信頼をより確かなものにしなければならない。

2010年（第4回）

持続可能な社会の発展に向けて、あらゆる組織が自らの社会的責任（SR: Social Responsibility）を認識し、その責任を果たすべきであるとの考え方が国際的に広まっている。とりわけ企業は、所得や雇用の創出など、経済社会の発展になくてはならない存在であるとともに、社会や環境に与える影響が大きいことを認識し、「企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)」を率先して果たす必要がある。

2017年（第5回）

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。



非営利セクターのガバナンスコード

1. 英米では

- ◇ 大本は個別組織のCode of ethics（倫理要項）、Code of conducts（行動憲章）
- ◇ 不祥事件の多発、社会からの不信、行政による規制強化の動き
- ◇ 中間支援団体による統一基準


英国：Charity Governance Code(第3版) ← Kids Company事件

米国：Principles for Good Governance and Ethical Practice ← 財団に対する規制強化

2. 日本での発端

- ◇ スポーツ団体や学校法人の乱脈経営
- ◇ 自民党行政改革推進本部「公益法人等のガバナンス改革検討チームの提言とりまとめ」（2019年6月）





公益法人ガバナンスコード

(2019年9月27日公益法人協会制定)

- 原則1：公益法人の使命と目的
- 原則2：誠実性・社会への理解促進
- 原則3：公益法人の機関の権限（役割）と運営
- 原則4：公益法人の業務執行
- 原則5：理事会の有効な運営
- 原則6：情報公開・説明責任・透明性
- 原則7：リスク管理・個人情報の管理
- 原則8：コンプライアンス・公益通報者保護

各原則ごとに「考え方」「根拠」「推奨される運営実務」に分けて解説する





■ ベーシックガバナンスチェック

ベーシック評価基準23項目

セルフチェック・書面評価（第三者評価）

<https://jcne.or.jp/evaluation/outline/>

■ グッドガバナンス認証（アドバンス評価）

アドバンス評価基準27項目

書面評価・訪問評価

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/



アンケートご回答のお願い

<https://forms.gle/sJKpE6o2LNcnEBep8>

※次回、開催の参考にするため、ご協力をお願いいたします。

(一財) 非営利組織評価センター

E-mail : office@jcne.or.jp

※メールにてお問い合わせください。

